

## 第1節 都市・インフラの防災対策の推進

- 第1 地域指定による規制・誘導等
- 第2 面的整備事業等による安全な市街地の整備
- 第3 オープンスペースの整備, 拡大
- 第4 道路・橋りょう等の整備
- 第5 ライフライン施設の防災性の強化
- 第6 廃棄物処理施設の防災性の強化

---

本節については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第1節 都市・インフラの防災対策の推進」を準用する。

## 第2節 総合的な治水対策の実施

近年の急激な都市化に伴い、河川の保水・遊水機能が低下しており、市街地において浸水被害が発生するおそれがある地域が増加する傾向にある。市は、都市河川の整備を推進するとともに、貯留施設等による雨水の流下抑制化を図るなど、総合的な治水対策を実施し、市街地における雨水排水能力の向上を図る。

### 第1 治水上の課題

### 第2 総合治水対策の推進

### 第3 下水道整備の推進

## 第1 治水上の課題

建設部（河川課）

本市を流れる河川は、一級河川21、準用河川21及び数多くの普通河川があり、平坦地をおおむね北から南に貫流し、また、古くからの農業水利の発展により用排水路が網状に錯綜し、複雑な水路網を形成している。

これらの河川のうち、特に市街地周辺の河川について、近年の急激な市街化に伴い、保水・遊水機能の低下がみられ、浸水被害が発生するおそれのある地域が増加する傾向にあり、治水上の課題となっている。

[資料風予2-1 宇都宮市河川図]

[資料風予2-2 準用河川・都市基盤河川指定状況]

## 第2 総合治水対策の推進

建設部（河川課）、都市整備部（都市計画課）

河川がその治水・遊水機能を充分発揮できるよう、流域全体をとらえた保水、遊水、貯留、浸透など総合的な治水対策の推進を図り、近年多発している浸水等の被害に対処する。

### 1 河川の整備

#### (1) 国管理河川の整備

一級河川のうち国土交通大臣の管理となっている鬼怒川については、国の直轄工事として河川整備が進められており、市は、県とともにこれに協力し、整備促進に努めるものとする。

#### (2) その他一級河川の整備

鬼怒川を除く一級河川は、県管理のもと河川整備が進められており、市は、県と協力し、整備促進に努めるものとする。

特に市街地を流れる釜川、江川、御用川、奈坪川については、県との協力のもと都市基盤河川改修事業を推進し、都市化の進展に伴う溢水氾濫を抑制する。それぞれの河川の整備目標は、次のとおりである。

- ア 釜川 1時間雨量70.3mm/hr (1/30年確率) に対応
  - イ 江川 1時間雨量75.0mm/hr (1/50年確率) に対応
  - ウ 御用川 1時間雨量81.0mm/hr (1/30年確率) に対応
  - エ 奈坪川 1時間雨量60.0mm/hr (1/20年確率) に対応
- (3) 準用河川等の整備

災害防止と環境改善のため、市が管理する準用河川について、被害が著しいところから順次整備を推進し、1時間雨量約50mm/hr(1/5年確率)に対応する計画とする。

## 2 雨水貯溜施設の整備

下流河川の溢水・浸水対策として、環境に配慮した貯溜池の整備を推進する。

また、公共施設への貯溜・浸透施設設置により、雨水流出の抑制化を図るため、小中学校の校庭を中心に、雨水貯溜施設の設置を進めている。今後とも公共施設への雨水貯溜施設の設置推進を図るとともに、民間施設についても同様の措置を指導し、雨水の流出抑制の向上に努める。

## 3 適正な流域対策の促進

治水施設の整備水準に適合した流域内の整備・開発等を導き、流域の保全を図るため、都市計画行政等との調整により適正な土地利用を誘導するとともに、開発指導要綱等に基づく開発者への啓発・指導を強化する。

# 第3 下水道整備の推進

## 上下水道局（下水道建設課）

市街地における浸水被害の防止を図るため、公共下水道雨水幹線の整備を推進し、都市河川等との機能分担により、都市域における適切な雨水排水システムを構築する。

また、雨水貯溜施設及び浸透施設の普及促進に努め、雨水の流出抑制機能の向上に努める。

### 1 公共下水道雨水幹線の整備

奈坪川、鶴田川、新川、中丸川、駒生川等について、公共下水道雨水幹線の整備を推進し、流域における雨水流下能力の向上を図る。

### 2 雨水貯溜・浸透施設等の普及促進

一般住宅において雨水貯溜施設や雨水浸透柵等の活用を図るとともに、同設備の普及を啓蒙し、雨水流出の抑制に努める。

## 第3節 防災知識の普及

- 第1 職員に対する防災教育
- 第2 市民に対する防災知識の普及
- 第3 児童生徒に対する防災教育
- 第4 事務所に対する周知啓発
- 第5 防災上重要な施設の管理者に対する防災教育
- 第6 防災意識調査
- 第7 防災に関する調査研究
- 第8 教訓の伝承

---

本節については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第2節 防災知識の普及」を準用する。

## 第4節 防災訓練の実施

- 第1 市及び防災関係機関の訓練
- 第2 市民, 事業所等の訓練
- 第3 児童生徒等の防災訓練

---

本節については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第3節 防災訓練の実施」を準用する。

## 第5節 地域防災の充実

- 第1 地域における自主防災組織の育成・強化
- 第2 少年消防クラブ・婦人防火クラブの育成・強化
- 第3 事業所における自主防災組織の育成・強化
- 第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

---

本節については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第4節 地域防災の充実」を準用する。

## 第6節 防災体制の確立

- 第1 業務継続体制の確保
- 第2 防災関係機関との連携
- 第3 他都市との連携
- 第4 他消防機関との連携
- 第5 民間業者等との連携

---

本節については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第5節 防災体制の確立」を準用する。

## 第7節 情報・通信システムの整備

- 第1 情報・通信体制の整備
- 第2 通信施設の防災対策の実施
- 第3 情報・通信システムの整備促進

---

本節については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第6節 情報・通信システムの整備」を準用する。



## 第8節 火災予防の推進

- 第1 出火の防止
- 第2 消防水利・危険箇所等の把握
- 第3 消防力の強化
- 第4 建築物の耐火性の向上

---

本節については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第7節 火災予防の推進」を準用する。

## 第9節 林野火災予防の推進

林野火災は、地形、水利等の面から消火活動が困難であり、いったん延焼拡大すると、かなり広範囲にわたり焼損するおそれがある。このため、広報や巡視活動を行い、たき火やたばこの後始末等火災予防の徹底を図るとともに、山林火災用資機材を整備し、火災発生時の消火体制を強化する。

- 第1 防火思想の普及啓発
- 第2 警戒巡視の実施
- 第3 消火活動体制の整備

### 第1 防火思想の普及啓発

消防局，経済部（農林生産流通課），行政経営部（危機管理課）

市は、県、山林関係者との協力のもと、地域住民、入山者等に対する林野火災予防思想の普及啓発を徹底し、林野火災の発生予防に努める。

#### 1 林野火災に関する市民への広報

林野火災の発生原因の多く占めるたばこの投げ捨てや、たき火の不始末等について次のような指導・広報に努め、防火思想の普及徹底を図る。

- (1) 林野火災防止運動の実施
- (2) ポスター，看板，標識版，横断幕等による広報
- (3) 広報紙，パンフレット，チラシ等の配布
- (4) 広報車，航空機等による広報
- (5) テレビ，ラジオ，新聞等による広報
- (6) 学校教育による防火思想の徹底

#### 2 登山者，山菜取り等入山者への防火広報及び指導

山林へ訪れる行楽客等には、次の方法により火災予防について注意を呼びかける。特に行楽期については、広報・指導を強化する。

- (1) テレビ，ラジオ等による広報
- (2) 電車，バス，駅等への防火ポスター等の掲示
- (3) キャンプ場，遊歩道，林道等における看板の設置，チラシ配布，広報車等による広報

#### 3 地域住民，森林所有者，林業従事者等への指導

火災警報発令時においては、地域住民や林業従事者等に対し、次の事項について指導を徹底する。

- (1) 山林，原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては，引火性又は爆発性の物品その他可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 残火（たばこの吸いがらを含む。），取灰又は火粉を始末すること。
- (6) 屋内において裸火を使用するときは，窓，出入口等を閉じて行うこと。

## 第2 警戒巡視の実施

消防局

所轄消防署長は，林野火災の発生のおそれがある場合で次に掲げるときは，山林巡視計画を作成し，消防車両等による防火宣伝及び巡視を実施する。

- (1) 季節的に火災発生のもっとも危険な時期
- (2) 火災警報が発令されたとき。
- (3) 山林に火入れをするとき。
- (4) 入山者が多く火災発生のおそれがあるとき。

## 第3 消火活動体制の整備

消防局

### 1 水利状況等の把握

消防局及び消防団は，管轄区域内の山林について，消防自動車の利用可能な道路（林道）又は水利施設（谷川，溜まり水，池，沼等）の実態について，あらかじめ把握し，事前計画を作成し，火災時の消火活動が適切に行えるよう体制を整える。

### 2 林野火災用資機材の整備

林野火災用資機材の備蓄を図るとともに，点検整備を定期的に行い，平常時から火災の発生に備える。

また，林野火災の多発期で気象状況その他から，特に火災が発生するおそれがあると認められる場合は，火災の発生に備え出動準備体制を整える。

[資料震予7-4 消防資器材配置一覧]

### 3 ヘリコプターによる空中消火体制の整備

大規模な林野火災又は林野火災による人家への危険等が発生した場合には，「震災対策編 第1章 災害予防計画 第5節 防災体制の確立 第4 他消防機関との連携」の「3 広域航空消防応援の活用」に基づくほか，県や自衛隊の協力により広域的な空中消火応援体制を整備する。

## 第10節 危険物施設等における災害予防対策の推進

- 第1 危険物施設の安全対策
- 第2 火薬類施設の安全対策
- 第3 高圧ガス施設の安全対策
- 第4 LPガス施設の安全対策
- 第5 毒物・劇物等保有施設の安全対策
- 第6 放射性物質の安全対策
- 第7 古タイヤ等堆積物の安全対策

---

本節第1から第6については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第8節 危険物施設等における災害予防対策の推進」を準用する。

### 第7 古タイヤ等堆積物の安全対策

消防局

#### 1 現況

市内においては、古タイヤ、自動車、廃棄物等が野外に堆積されており、その火災の発生は、市民に不安を与えるなど社会的な影響も強い。

#### 2 火災予防対策

市は関係機関と連携して次のとおり火災発生の防止に努める。

- (1) 野外堆積物の場所、品目、数量、面積等を把握し、事業者に対し火災予防や火災発生時の速やかな通報について適切な指導を行う。
- (2) 市民等の要望がある場合は、これを事業者に伝え、必要に応じて適切な処置について検討、指導を行う。

## 第11節 土砂災害予防対策の促進

山沿いの地域では、斜面の崩壊や土石流などの危険地域がみられ、市街地周辺でもがけ崩れのおそれのある急傾斜地が分布しており、台風、豪雨等による土砂災害に備える必要がある。市は、県と協力し、災害防止対策の促進を図るとともに、地域住民等に対し、災害に対する知識の普及に努め、適切な警戒・避難活動がとれる体制を確立する。

- 第1 土砂災害対策
- 第2 急傾斜地災害対策
- 第3 土石流対策
- 第4 山地災害対策

### 第1 土砂災害対策

建設部（河川課），行政経営部（危機管理課）

#### 1 土砂災害防止法に基づく対策

土砂災害とは「急傾斜地の崩壊」「土石流」「地すべり」の総称であり、市は県と連携し、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」（土砂災害防止法）に基づき、以下の対策を実施する。

##### (1) 土砂災害警戒区域の指定等

県は、「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」を、市の意見を聴いて指定する。

##### ア 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

##### イ 土砂災害特別警戒区域

土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

土砂災害危険箇所及び警戒区域等箇所数

(平成29年4月1日現在)

	土砂災害 危険箇所	土砂災害警戒区域	
			(うち) 特別警戒区域
急傾斜地	177	163	160
レベルⅠ ※ <sup>1</sup>	52	53	52
レベルⅡ ※ <sup>2</sup>	95	85	83
レベルⅢ ※ <sup>3</sup>	30	25	25
土石流	142	142	113
レベルⅠ ※ <sup>1</sup>	16	16	13
レベルⅡ ※ <sup>2</sup>	58	58	39
レベルⅢ ※ <sup>3</sup>	68	68	61
地すべり	0	0	0
合 計	319	305	273

※<sup>1</sup>：被害想定区域内に人家5戸以上（5戸未満であっても官公署，学校，駅等がある場合を含む）の箇所

※<sup>2</sup>：被害想定区域内に人家が1～4戸の箇所

※<sup>3</sup>：人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

## 2 警戒避難体制の整備

市は、警戒区域の指定があった場合、警戒区域毎に、必要な警戒避難体制に関する事項を次のとおり定める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達体制

イ 避難施設その他の避難場所及びその他避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 土砂災害警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設，学校，医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 上記のほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

### 3 土砂災害ハザードマップの作成・配布

市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域内の地域住民及び避難行動要支援者関連施設に配布する。

#### 土砂災害ハザードマップに記載する事項

- ・ 土砂災害警戒区域
  - ・ 避難場所
  - ・ 土砂災害に関する情報の収集及び伝達
  - ・ 気象予報及び警報発令・雨量情報
  - ・ 土砂災害の前兆現象
  - ・ 避難指示等の伝達
- など

## 第2 急傾斜地災害対策

建設部（河川課），行政経営部（危機管理課）

### 1 急傾斜地の概要及び現況

#### (1) 急傾斜地崩壊危険箇所

本市における急傾斜地崩壊危険箇所は、平成11年度に「急傾斜地崩壊危険箇所点検要綱」が改定になったことから、平成11年度から平成14年度にかけて再調査した結果、177箇所が確認されている。

#### (2) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、県知事が急傾斜地崩壊危険箇所のうち緊急性の高いところから指定する区域をいう。この区域においては、崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為が規制され、土地所有者等による対応が困難な箇所については、県が順次崩壊防止工事を進めている。

[資料風予11-1 急傾斜地崩壊危険箇所一覧]

### 2 急傾斜地崩壊危険箇所の把握

県の調査により確認された危険箇所以外の急傾斜地についても実態調査を実施し、急傾斜地崩壊危険箇所のよりの確な把握に努める。

### 3 急傾斜地崩壊の災害防止対策の促進

#### (1) 崩壊防止工事の促進

土地所有者等による対応が困難であり、緊急性の高い急傾斜地崩壊危険区域について、順次必要な防止対策を実施するよう県に対して要請する。

(2) 所有者等に対する指導

市は県と協力し、急傾斜地崩壊危険区域の土地の所有者、管理者又は占有者に対し、擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施すよう指導を行う。

また、防災工事、家屋の移転等を行う場合について、公的融資制度が活用できる旨を周知し、防災措置の促進に努める。

その他の急傾斜地危険箇所についても、市は、県に対して急傾斜地崩壊危険区域への指定を要望するとともに、所有者等に対し、防災工事の実施について必要な助言及び指導を行い、崩壊危険箇所の改善に努める。

#### 4 避難警戒体制の確立

急傾斜地崩壊危険区域について、がけ崩れの危険・発生に際し迅速かつ適切な避難が図れるよう、豪雨時のパトロール実施体制、異常発見時の住民等への伝達方法、安全な避難ルート・避難場所等について定め、警戒避難体制の確立を図る。

また、急傾斜地崩壊危険箇所についても、必要に応じて同様の体制確立を図る。

#### 5 パトロールの実施

平常時から急傾斜地崩壊危険箇所について定期的にパトロール等を実施し、危険箇所の状況の把握に努める。

#### 6 住民等への周知・知識普及

危険箇所に隣接して居住する住民や土砂災害を受けるおそれのある社会福祉施設等の管理者に対し、豪雨等による崩壊の危険性や、異常を察知した場合の市又は警察への通報を周知するとともに、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合あるいは災害時に速やかに避難行動がとれるよう、あらかじめ啓発に努める。

### 第3 土石流対策

建設部（河川課），行政経営部（危機管理課）

#### 1 土石流危険渓流の概要及び現況

(1) 指定基準

土石流危険渓流とは、次の基準による渓流をいう。

ア 渓床勾配3度以上で、豪雨に際し土石流が発生する危険性がある渓流

イ 土石流の発生危険性があり、1戸以上の人家（人家がなくても、官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場所を含む）に危険が生じるおそれのある渓流

(2) 対策事業

土石流危険渓流の対策事業は、県が所管し、渓流の緊急性等に応じ、砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地に順次指定し、危険性が高いところから砂防工事を進めている。

[資料風予1 1-2 土石流危険渓流一覧]



## 2 避難警戒体制の確立

土石流危険渓流について、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、迅速かつ適切な避難が図れるよう、豪雨時のパトロール実施体制、異常発見時の住民への伝達方法、安全な避難ルート・避難場所等について定め、警戒避難体制の確立を図る。

## 3 住民等への周知・知識普及

市は、県と協力し、危険渓流に隣接して居住する住民等に対し、豪雨等による土石流発生危険性の、異常を察知した場合の市又は警察への通報を周知するとともに、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合あるいは災害時に速やかに避難行動がとれるよう、あらかじめ啓発に努める。

# 第4 山地災害対策

経済部（農林生産流通課）、行政経営部（危機管理課）

## 1 山地災害危険地区の概要及び現況

### (1) 指定基準

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が発生し、又は発生するおそれのある林野で、その危害が人家又は公共施設に直接及ぶおそれのある地区をいい、山腹崩壊危険地区と崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区に区分されている。

### (2) 対策事業

山地災害危険地区の対策事業は、県が所管し、危険性の高いものから順次防止工事を進めている。

[資料風予1 1-3 山腹崩壊危険地区一覧]

[資料風予1 1-4 崩壊土砂流出危険地区一覧]

## 2 山地災害防止対策の促進

山地災害を防止するため、山腹及び溪流の地質特性や植生、保全対象等からその危険性の現況を把握し、県に対し危険地区の指定を要望するとともに、緊急性の高いところから順次、必要な防止対策を実施するよう要請する。

## 3 危険地区のパトロール及び住民等への周知

山地災害危険地区について、平常時からパトロール等を実施し、地域住民等に危険地区や、異常を察知した場合の市又は警察への通報を周知するとともに、地震発生時には速やかに避難行動がとれるよう、あらかじめ啓発に努める。

## 第12節 飲料水・食料等の確保

第1 飲料水の確保

第2 食料・生活必需品の確保

第3 市民等に対する指導

---

本節については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第10節 飲料水・食料等の確保」を準用する。

## 第13節 防災拠点・避難場所等の整備

- 第1 防災活動拠点の整備
  - 第2 避難場所等の指定・整備
  - 第3 避難所の管理・運営体制の整備
- 

本節については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第11節 防災拠点・避難場所等の整備」を準用する。

## 第14節 緊急輸送体制の整備

第1 緊急輸送ネットワークの整備

第2 緊急輸送車両の確保

---

本節については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第12節 緊急輸送体制の整備」を準用する。

## 第15節 医療体制の整備

- 第1 初期医療体制の整備
- 第2 後方医療体制の整備
- 第3 医薬品等の確保

---

本節については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第13節 医療体制の整備」を準用する。

## 第16節 要配慮者支援体制の整備

- 第1 地域における要配慮者安全対策
- 第2 社会福祉施設・医療機関等の安全対策
- 第3 災害時のケア体制の整備

### 第1 地域における要配慮者安全対策

保健福祉部（保健福祉総務課，高齢福祉課，障がい福祉課），  
子ども部，市民まちづくり部（国際交流プラザ）

本項については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第14節 要配慮者支援体制の整備 第1 地域における要配慮安全対策」を準用する。

### 第2 社会福祉施設・医療機関等の安全対策

建設部（河川課），行政経営部（危機管理課），関係各部（関係各課）

本項については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第14節 要配慮者支援体制の整備 第2 社会福祉施設・医療機関等の安全対策」を準用するほか，下記の項目を追加する。

#### 4 要配慮者利用施設における対策

##### (1) 洪水・土砂災害に関する避難確保計画作成の支援及び報告

洪水や土砂災害のリスクが高い区域内にある要配慮者利用施設の所有者・管理者は，洪水時や急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合等に迅速な対応ができるよう，防災体制，情報の収集・伝達，避難誘導，施設整備，教育・訓練等その他必要事項を定めた避難確保計画を作成し，職員等への周知徹底を図る。

また，当該計画を作成・変更した場合，これを市に報告する。

[資料風予16-1 要配慮者利用施設一覧（水防法）]

[資料風予16-2 要配慮者利用施設一覧（土砂災害防止法）]

##### (2) 教育・訓練の実施

要配慮者利用施設の所有者等は，職員や利用者を対象に，洪水時や急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した避難訓練を実施し，災害時の対応能力の向上を図る。

##### (3) 自衛水防組織の設置及び報告

要配慮者利用施設の所有者等は，洪水時に，利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努める。

また，当該組織を設置・変更した場合，当該組織の構成員その他の事項について市に報告する。

##### (4) 避難確保計画作成の指示

要配慮者利用施設の利用者等が確実に避難することができるよう，市は，施設所有者等に対し，必要な指示等を行い，体制づくりの促進を図る。

### 第3 災害時のケア体制の整備

保健福祉部（保健予防課，健康増進課，保健福祉総務課，高齢福祉課，障がい福祉課），  
子ども部，行政経営部（危機管理課），社会福祉協議会

本項については，「震災対策編 第1章 災害予防計画 第14節 要配慮者支援体制の  
整備 第3 災害時のケア対策の整備」を準用する。

## 第17節 ボランティア活動への支援

第1 ボランティア団体等との連絡窓口の設置

第2 人材育成及び災害時の活動支援システムの構築

---

本節については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第15節 ボランティア活動への支援」を準用する。



## 第18節 廃棄物処理体制の整備

- 第1 災害廃棄物等処理体制の整備
  - 第2 市民への意識啓発
  - 第3 し尿処理対策の検討
- 

本節については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第16節 廃棄物処理体制の整備」を準用する。

## 第19節 建築物等の災害予防対策の実施

強風や浸水による建築物等の被害を未然に防止するため、公共建築物の点検・改修に努めるとともに、一般建築物の所有者等に対して適切な予防措置が図られるよう指導・啓発を行う。

- 第1 建築物の災害予防
- 第2 屋根材・看板等の防災対策
- 第3 文化財等の保護

### 第1 建築物の災害予防

建設部（建築保全課，建築課），都市整備部（建築指導課，都市計画課，住宅課），  
消防局

#### 1 公共建築物の安全対策

既存の公共建築物については、必要に応じて安全点検を実施し、改修や補強に努める。  
また、新たに建設する公共建築物は、最新の防災設計を行い、より安全性を高めるよう配慮する。

#### 2 一般建築物の安全対策

- (1) 老朽危険建築物については、住民等からの連絡により、必要に応じて建築物の危険度等を調査し、特に危険であると認められた場合は、補修等適切な予防措置が図られるよう助言や指導を行う。
- (2) 学校、病院、百貨店等の不特定多数の人が利用する特殊建築物については、消防法及び建築基準法に基づき、防災査察を実施し、その結果に応じて必要な助言や指導を行う。

### 第2 屋根材・看板等の防災対策

都市整備部（建築指導課，都市計画課），行政経営部（危機管理課）  
強風等による屋根材や看板等の飛散・落下の危険性や点検及び改修の必要性について指導・啓発を図る。

### 第3 文化財等の保護

教育委員会（文化課）

本項については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第17節 建築物等災害予防計画 第3 文化財等の保護」を準用する。